

## 「いじめ」に対する取組について

### いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」より】

### 令和6年度の「いじめの認知件数」について（令和6年11月末現在）

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に見つけて、認知することによって、いじめの重篤化を防ぐことができます。従来の「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルに対しても、「いじめ」を疑う感度を高めて、早期に対応することが重要と考えています。

**令和6年度の本校のいじめの認知件数は、「減少傾向」です。**

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に取り組みます。

### 「いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取組」

本校では、学校いじめ防止基本方針（本校ホームページに掲載）に則り、組織的にいじめに対応しています。主な取組は以下のとおりです。

- 年間2回のアンケート調査
- 教員の自己評価及び校内研修
- いじめに関する授業の実施
- 複数教員による対応
- 学校いじめ対策委員会の設置 ※その他の詳細は「学校いじめ防止基本方針」をご参照ください。

篠三小教職員は、  
徹底的に寄り添います！

お子様のことで何か心配や不安を感じたら、まずは担任・養護教諭・スクールカウンセラー、そして管理職に遠慮なさらずに相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。